

お知らせ

緊急自動車及び道路維持作業用自動車申請手続きの一部変更について

皆様方には、日頃より緊急自動車等の申請手続きにご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、同申請手続きにつきましては、これまで皆様方に、ご負担をお掛けしてまいりましたところ、令和6年からその方法を一部見直すことといたしました。

変更内容につきましては、下記の通りとしておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

記

1 変更点

本申請における現車確認

2 詳細内容

これまで、香川運輸支局や軽自動車検査協会香川主管事務所において車両登録後（変更後）に、警察本部で実車を確認（現車確認）していましたが、一定の条件を満たすことで、現車確認を省略できることとします。

3 条件

(1) **写真の提出**（様式は不問ですが、写真は警察で回収します。）

ナンバープレートが装着された申請車両の外観が分かるような写真を提出してください。

※注意点

- ・自動車登録番号や車両番号が判別できるもの
- ・赤色警光灯や黄色点滅灯の設置状況がわかるもの
- ・特殊な構造がある場合、その構造がわかるもの（外観のみで可）

(2) **動画の呈示**（下記内容が判別出来れば、短時間の動画で可能です。）

申請車両のサイレンの吹鳴（緊急自動車のみ）や赤色警光灯（黄色点滅灯）の点灯状況がわかる動画を撮影していただき、窓口担当者に呈示してください。

※呈示して頂くのは、お持ちのスマートフォン等で構いません。

以上の条件を満たすことで実車の確認（現車確認）を省略することができますが、これまで通り車両を持ち込み頂いて、確認（申請）手続きをすることも可能です。

<担当>

交通企画課企画係

087-833-0110（内線 5023）